

広告掲載者募集要項

茨木市では、次のとおり、市の広告媒体に広告を掲載する事業者等を募集します。

広告媒体の概要	名 称	茨木市生涯学習情報誌
	規 格 等	A 4 判、40～50 ページ
	発 行 部 数	年 3 回、各回 4,300 部
	発 行 時 期	第 25 号（令和 7 年 8 月 1 日発行） 第 26 号（令和 7 年 12 月 1 日発行） 第 27 号（令和 8 年 4 月 1 日発行）
	配 布 対 象	市内各種公共施設、金融機関、医療機関、鉄道駅等利用者
	配 布 方 法	市内各種公共施設（生涯学習センター、図書館、市民体育館、コミュニティセンター、公民館等）、金融機関、医療機関、鉄道駅等への設置・配布
	所 管 課	市民文化部文化振興課
掲載可能な広告	掲 載 位 置	裏表紙下部（裏面参考図面参照）
	サ イ ズ	縦 6.0cm × 横 18.0cm
	カ ラ ー	フルカラー
	枠 数	計 4 枠（1 者につき 1 枠まで）
	広 告 掲 載 料	1 号あたり 30,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
	広 告 掲 載 の 範 囲	茨木市広告事業実施要項第 3 各号及び茨木市広告掲載基準に抵触する広告は掲載できません。
申 込	対 象	広告掲載を希望する事業者のほか、広告代理店からの申込も受け付けます。
	申 込 方 法	茨木市生涯学習情報誌広告掲載申込書に必要事項を記載の上、必要書類を添付して、下記の申込先に提出してください。（郵送可）
	申 込 期 間	第 25 号：令和 7 年 5 月 15 日（木）まで 第 26 号：令和 7 年 9 月 12 日（金）まで 第 27 号：令和 8 年 1 月 15 日（木）まで 土・日曜日、祝日を除く午前 8 時 45 分～午後 5 時 15 分 ※郵送の場合は締切日必着とします。
そ の 他	広告掲載者の決定方法	市で審査を行い、広告掲載を決定します。各号の締切までに枠数を越えた申込があった場合には、市内に事業所を有する者を優先するものとし、それによっても決定できない場合は抽選により決定します。

その他	広告原稿の提出方法	広告掲載の決定を受けた方（広告主）は、広告原稿を作成し、出力見本を添えて、電子データで提出していただきます（データ形式等は別途相談）。原稿内容について、問題等があれば修正等を求めることがあります。
	広告原稿の提出期限	第 25 号：令和 7 年 5 月 30 日（金）まで 第 26 号：令和 7 年 9 月 29 日（月）まで 第 27 号：令和 8 年 1 月 30 日（金）まで
	契約の締結	広告主は、市と「広告掲載に関する契約書」による契約締結が必要となります。
	広告掲載料の納付	掲載料は一括前納していただきます。市から送付する納入通知書で別途指定する期日までに納付してください。
	広告主の責務	掲載した広告に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。また、広告掲載後に広告主または広告内容に問題が生じ、再作成が必要となった場合は、広告主の責任及び負担において解決していただくものとします。
	その他の留意事項	・広告内の左上部に縦 5mm×横 10mm の大きさで「広告」の表記をしてください。 ・広告下部に「広告に関する一切の責任は広告掲載者に帰属します。また、広告内容は茨木市が推奨するものではありません。」の文章が入りますので、ご了承ください。
申込・問合せ先		茨木市市民文化部文化振興課 茨木市立生涯学習センター 〒567-0028 茨木市畑田町 1 番 43 号 電話：072-624-8182 E-mail：kirameki@city.ibaraki.lg.jp

【参考図面】

